被告の責任は明白だ
つくりあげられた〝詭弁〟

第一準備書面を提出
大爆発裁判　会社主張の誤り鋭く追及

四月二十二日、三池大爆発裁判組合代理弁護士（佐伯静治弁護士ら六人）は、福岡地方裁判所に対し〝第一準備書面〟を提出。被告三井鉱山側弁護人の、責任のがれの主張の誤りを鋭くついた。ここに、その抜すいを紹介したい。

【準備書面の内容】

一、炭じん爆発とその防止策（この項は省略）

二、本件炭じん爆発について

(1)被告の主張、から

被告は、本件爆発は炭じん爆発であり、爆発時には爆発限界濃度に達する炭じん雲が形成されるに足る炭じんが存在していたことは認めている。

ところが被告は責任をまぬがれようとして、次のように弁明する。すなわち、その炭じん雲の形成に参加した炭じんは、坑道内の微量の炭じんと本件坑道内の送炭ベルト上の石炭に含まれている多量の炭じんであるとする。そして後者の炭じんは散水により相当の湿度を保っていたから、通常の事態の下では後者の炭じんが多量に舞い上がり、炭じん雲の形成に参加することは予測し得ない特段の異常な事態にでも遭遇しない限りあり得ないことであるとする。

(2)被告主張の基本的誤り

1、（この項は省略）

2、多量の炭じんの堆積とは何か、から

被告は坑道内には、炭じんの堆積は微量であったという。われわれは、仮に爆発限界濃度に達する炭じんが坑道内それ自体において存在していたとする。

しかし、そのことは本格的な問題点ではない。石炭鉱山保安規則一三九条、一四〇条が多量の炭じんの集積を禁じ、散逸・飛散の防止を命じているのは、帰するところ炭じん爆発の防止を目的とするのである。したがって、ベルト上であると坑道内であるとを問わず要は炭じん爆発が発生しないような状態に、坑内を保持することを命じていることになる。

同報告によると（中略）、本件坑道における爆発後の変質炭じんの総生成量は、四、四〇〇キログラム以上となり、燃焼原炭と変質炭じんとあいまち、爆発限界濃度に達する炭じん雲を形成するに足りる状態においてはならないので総原炭じん量を算出すると、六、八年十一月一日現在までの約三年間の死亡者総数は合計四八名と、六倍の激増ぶりを示している。

本件坑道においては闘争前の保線夫一〇〇名が五六名と半減し、さらには揚炭ベルトの原動機一台につき一人の当番が配置されて、原動機の保持と炭じんの掃除をおこなっていた。ところが闘争後はキャリアーの注油を自動式に切り替えたことを理由に、原動機当番は十二台に一人と削減され、炭じんの掃除にはとても手がまわらなくなっていた。

これらの事情のため、炭じんは坑道やモーターのまわりには五・五センチもたまり、坑枠の上には常に二センチくらいたまっていたと報じられている。にもかかわらず、炭じんの清掃は鉱長や鉱山保安監督官が入坑するときだけなされ、散水は石炭のカロリーが落ちることを理由に禁止され、岩粉散布も余りなされていなかった。

驚くべきことに、被告は「散水および岩粉散布の必要がないと判断してこれを行わなかった」（第一準備書面）と自認する。ここにおいてはもはや、被告は本件災害の責任を認めたにひとしい。

（中略）岩粉散布の点をとってみても、従前及び、本件災害後は岩粉散布を行なっているのであって、必要でないならするわけがなく、本件災害当時行なわなかったのは、まさにサボっていたからなのである。「風化砂岩」説それ自体、本件災害後につくりあげられた「いつわりの学説」であり、当時そのような説はどこにも存在しなかった。

三、結び、から

(1)～(2)（以上の項省略）

(3)（前略）いずれであっても、坑道内が炭じん爆発を起こさないように設置、保存されていなければならないのに、その点に瑕疵があり、本件大惨事に至った以上、被告に責任のあることは明白となる。

五〇〇キログラム以上となり、これは本件坑道一立方メートル当り平均一二四グラムになるということが明らかとなった。そうすると本件坑道内には微量の炭じんしか存在しなかったとの被告の主張は、調査結果を政府（通産大臣三木武夫あて）に報告した。

2、政府調査団の調査結果

政府は、（中略）九州大学名誉教授山田穣氏を団長とする三池災害技術調査団を編成し、同調査団は、昭和四十年十一月二十日「三池災害技術調査団報告書」をもって、調査結果を政府（通産大臣三木武夫あて）に報告した。

(3)本件坑道の状態について（この項は省略）

(4)本件坑道には多量の炭じんが堆積していたこと、から

1、われわれは被告の立場に立っても、被告に責任のあることは明白であるが、われわれはベルト上を考慮せず坑道内それ自体をとっても、炭じん爆発限界濃度に達する炭じん雲を形成するに足る、多量の炭じんが存在していたものとする。そこにこそ、被告の保安無視の姿勢が顕著にみられるからである。

2、政府調査団の調査結果の結果生じたものであることを見てみよう。

三池闘争後、石炭の生産量は高まり、それと共に炭じんの堆積量は増加していたにもかかわらず、保安のための措置は全く手が抜かれた。闘争前においては、直接夫（採炭・掘進にたずさわる作業員）と、間接夫（それ以外の作業員。保安のための作業員もこれにはいる）の比率は六対四であったのが八対二と大幅な変化を来たしさらに三池においては、三池労組の職場闘争により、保安機構に保安委員、常任保安委員などの組合の常任保安活動家を合計三十名も送りこむなど、常時保安に点検の目を向けることができていた。

ところが闘争後は、この保安機構が保安委員の人員の削減、保安委員の非常任化、保安委員の半数を第二組合員が占めたことなどによって、決定的に弱体化していった。

被告会社が闘争後いかに保安サボをしていたかは、被告会社における年次別の労働災害・死亡者数の推移を見れば一目りょう然である。すなわち昭和三二年―四八、三三年―三八、三四年―一八、三五年―一七人、三六年―一七人、三八年―一六人と三池闘争をはさんで、それより前三年間の死亡者総数は八名であるのに、生産再開後の三六年から三八年十一月一日現在までの約三年間の死亡者総数は合計四八名と、六倍の激増ぶりを示している。

本件坑道においては闘争前の保線夫一〇〇名が五六名と半減し、さらには揚炭ベルトの原動機一台につき一人の当番が配置されて、原動機の保持と炭じんの掃除をおこなっていた。ところが闘争後はキャリアーの注油を自動式に切り替えたことを理由に、原動機当番は十二台に一人と削減され、炭じんの掃除にはとても手がまわらなくなっていた。

これらの事情のため、炭じんは坑道やモーターのまわりには五・五センチもたまり、坑枠の上には常に二センチくらいたまっていたと報じられている。にもかかわらず、炭じんの清掃は鉱長や鉱山保安監督官が入坑するときだけなされ、散水は石炭のカロリーが落ちることを理由に禁止され、岩粉散布も余りなされていなかった。

驚くべきことに、被告は「散水および岩粉散布の必要がないと判断してこれを行わなかった」（第一準備書面）と自認する。ここにおいてはもはや、被告は本件災害の責任を認めたにひとしい。

（中略）岩粉散布の点をとってみても、従前及び、本件災害後は岩粉散布を行なっているのであって、必要でないならするわけがなく、本件災害当時行なわなかったのは、まさにサボっていたからなのである。「風化砂岩」説それ自体、本件災害後につくりあげられた「いつわりの学説」であり、当時そのような説はどこにも存在しなかった。

三、結び、から

(1)～(2)（以上の項省略）

(3)（前略）いずれであっても、坑道内が炭じん爆発を起こさないように設置、保存されていなければならないのに、その点に瑕疵があり、本件大惨事に至った以上、被告に責任のあることは明白となる。

このように、本件坑道内には最

闘いの基調四つの柱
原告団総会、固く意志統一

「がんばろう」にも力がはいつた。

四月二十八日荒尾市〝大爆発裁判〟の闘いをすすめるうえで重要な意志統一をするための公会堂で原告団総会は、現に進行中の開催された行い、初心に立ちかえって闘いの結集をおそれた政府のごまかしの政策の一つです。

私達の様に、長期療養を続けているCO患者をかかえた家族は、千円から三万円以上の賃上げを勝ち取っています。そして、厚生年金も十一月スライドを九月からスライドさせることを勝ち取りました。これは、労働者の団結集をおそれた政府のごまかしの政策の一つです。

今まではそのためほとんど、二年半から三年に一回で上がっています。これでは益々生活は苦しくなるばかりで、病人に牛乳一本飲ませる事ができません。

昨年治療継続になった患者達の補償も、坑外の最低賃金をはるかに下まわる三万円前後の実態では、どうして安心して治療が出来るでしょうか。物価が上がるばかりで、どうしょうもありません。

患者と家族が安心して治療と生活ができる様、労災年金の毎年スライドを勝ち取るために皆さんと共に頑張ります。

春闘と患者家族
――CO患者家族

今年の春闘は、最低所得者の生活補償の引き上げと、年金のスライド制を勝ち取ることを柱に闘いが全国民の精神的・物質的な苦しみは何にたとえ様もありません。労災年金のスライドは、全国平均賃金が物価と二〇%の開きが出た時より六カ月の期間をおいて初めてスライドされます。

二池闘争の基調四つの柱

(1)この裁判闘争を、さらに国民全体の共闘のなかに広げるために、団員一人ひとりが積極的に取り組んでゆく。

(2)遺族は「夫を返せ」を、またCO患者とその家族は「もとの体を返せ」の合い言葉を基本として、会社に対する闘いを強めてゆく。

(3)自分たちの闘いばかりでなく、すべての公害・職業病など住民をも結集する闘いをもまた自分たちの闘いとして、積極的にとり組んでゆく。

以上の四項を、運動をすすめてゆくうえで基本的な柱にしてゆく、というのである。

この日の総会が、原告団の闘いを大きく前進させることを確信し、闘いの発展を祈っておく。

金子先生が傍聴

金子嗣郎先生といえば、CO患者の健康と療養生活を守っていただく、大切な医師団の責任者としてだれ知らぬ者もいますまいが、四月二十二日に開廷された第四回大爆発裁判には、アフターケヤ検診というおいそがしい折にもかかわらず、傍聴していただきました。果たしてこの裁判が、先生の目にどう映ったでしょうか。

手記

自治労福島県本部青年部の機関紙です。今年の1月7人、2月4人の命が奪われたとのことです。